

国指定重要文化財西海橋活用資料作成業務委託の
プロポーザル方式業者選定要領

1. 目的

本要領は、「国指定重要文化財西海橋活用資料作成業務委託」の受託者をプロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 業務内容

- (1) 業務名 国指定重要文化財西海橋活用資料作成業務委託
- (2) 業務内容 「国指定重要文化財西海橋活用資料作成業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から令和4年12月16日まで
- (4) 提案上限額 2,000,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む）
※提案上限額は、提案時の上限額であり、見積執行の際の予定価格ではない。
※事業提案時の見積額で契約する場合、西海市契約規則第21条第2項第7号を適用し、見積執行（事業選定後に行う契約額を決定するための見積徴取）を省略する場合がある。
- (5) 契約方法 本プロポーザルにより選定した事業者を相手方とした、随意契約とする。

3. プロポーザル参加条件など

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者でないこと。
- (2) 西海市長から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。なお、この点はプロポーザル参加表明書（様式第1号）の記載内容から本市で判断する。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 所在する市町村税について、完納していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。西海市が警察署等に照会することについて承諾できること。

4. 事業提案及び手続きの内容

事業提案及び手続きの内容は次の各号による。

- (1) 事業提案の手続きは、本要領に記載された手続きに基づいて行うものとする。
- (2) 事業提案については、次の書類を作成し、提出するものとする。
 - ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - イ 所在する自治体への未納がない証明書
 - ウ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
 - エ 事業提案書（様式第2号）
 - オ 会社概要がわかる資料（会社設立年月日、資本金、事業概要が明記されたパンフレット等任意様式）
 - カ 業務に係るスケジュール（任意様式）
 - キ 内訳のわかる見積書（任意様式）

5. スケジュール

- (1) 選定要領の西海市ウェブサイトへの掲載 令和4年7月20日（水）～8月8日（月）
- (2) 事業提案書作成に関する質疑書受付期間 令和4年7月29日（金）17時まで（必着）
- (3) 質疑回答 令和4年8月3日（水）
- (4) 参加表明書提出 令和4年8月8日（月）17時まで（必着）
- (5) 事業提案書提出期限 令和4年8月24日（水）12時まで（必着）
- (6) プレゼンテーション 令和4年8月31日（水）
- ※1者（社）当たり、説明15分以内、質疑応答10分以内を予定、詳細は別途通知
- (7) 審査結果通知 令和4年9月5日（月）

6. 参加表明書または事業提案書に関する質疑の提出及び回答について

- (1) 事業提案書作成に関する質疑がある場合は、質疑書（様式3号）により行うものとし、電子メールで受け付ける。
 - ア 提出期限：令和4年7月29日（金）17時まで（必着）
 - イ 提出先：西海市教育委員会社会教育課（担当：原口）
メール shakai-edu@city.saikai.lg.jp
- (2) 回答は原則として令和4年8月3日（水）までに参加表明した全事業者へ同内容のものを電子メールにて送信する。

7. 提案書等の提出方法、提出先及び受付期間

- (1) 参加表明
 - ア 提出書類：プロポーザル参加表明書（様式第1号）、所在する自治体への未納がない証明書、直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

イ 提出方法：上記の提出書類をPDFファイル形式で下記のメールアドレスに送信すること（電話で着信を確認すること）。また、プロポーザル参加表明書を送付する場合の電子メール件名（題名）は「プロポーザル参加表明書」とすること。なお、1件のメール容量が5メガを超える場合、受信できない場合があるので、その場合はメールを数回に分けて送信すること。なお、プロポーザル参加表明書提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

ウ 提出期限：令和4年8月8日（月）17時まで（必着）

エ 提出先：西海市教育委員会社会教育課（担当：原口）

メール shakai-edu@city.saikai.lg.jp

（2）事業提案

ア 提出書類：事業提案書（様式第2号）、会社概要がわかる資料（任意様式）、業務に係るスケジュール（任意様式）、内訳のわかる見積書（任意様式）

イ 提出方法：上記の提出書類を持参又は郵送で提出すること。

ウ 提出期限：令和4年8月24日（水）12時まで（必着）

エ 提出先：〒857-2301

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920-12

西海市教育委員会社会教育課（担当：原口）

オ 提出部数

事業提案書（様式第2号） 7部

イメージパース図の作成にあたって、西海橋及び西海橋公園周辺の景観と環境を踏まえて、どのような創意工夫がなされるのか記載すること。事業提案書（様式第2号）には様式以外にA4サイズ片面20枚以内で資料を添付できるものとする。イメージパース図のラフスケッチを含んでも可とする。

会社概要がわかる資料（任意様式） 7部

業務に係るスケジュール（任意様式） 7部

内訳のわかる見積書（任意様式） 7部

※1部は原本、6部は写し可とする。

8. 事業提案の審査及び受託候補者の選定

（1）審査の実施

審査は「プロポーザル方式業者選定委員会」で行うこととする。

（2）プレゼンテーション日時、場所

事業提案書等を提出した者に対して別途通知する。また、説明者は3名までとし、説明は提出資料のみで行うものとし、追加は認めない。プレゼンテーションについては、15分以内で説明し、その後10分程度の質疑応答を行う。新型コロナウイルス感染拡大防止のため

プレゼンテーションを Web 会議または書類審査で行う場合がある。その場合は、事業提案書の提出事業者に別途指示する。

(3) 評価基準

審査事項（100点×5名＝500点満点で評価する）

評価の要点	詳細	配点
国指定重要文化財西海橋に関すること	西海橋の文化財としての価値をどのように把握しているか。	20
西海橋公園など周辺環境を踏まえた提案の魅力	西海橋公園などの周辺環境をどのように理解しているか。西海橋公園の状況を把握し、文化財の価値の発信、子育て支援、地域振興につながる魅力的な案になっているか。	30
西海市に関すること	事業を実施するにあたり、西海市の状況をどの程度、理解しているか。	15
事業実績	業務内容に見合った人材の配置がなされているか。本業務を請け負うに足る関連事業の受託実績を有しているか。	20
見積額	見積額が企画提案内容に対して適当か。	15

(4) 評価基準による審査の結果、最高得点者を本業務に適した受託候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数あった場合は、プロポーザル方式業者選定委員会の決定により選定する。また、事業を提案する業者が1事業者であった場合は、プロポーザル方式業者選定委員会において、250点を超えた場合のみ受託候補者に選定する。

(5) 「評価の要点」の「見積額」は提案見積額が「2. 業務内容」の「(4) 提案上限額 2,000,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む）」を超過した場合は失格とする。

(6) 審査結果については、事業提案書提出事業者全員に文書により通知する。

※点数は合計点数のみ

9. 失格事項など

次のいずれかに該当する場合は参加無効とする。

- (1) 提出書類などの提出方法、提出先、提出期限などに適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 定められた方法以外で、選定委員または関係者に今回のことに関する指導、助言などを直接または間接的に求めた場合。

10. その他

(1) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他に日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じる責任はすべて提案者が負うものとする。

(2) 現地調査

西海橋公園などの現地確認を行う場合は、関係法令を遵守し、必要な施設管理者等の同意を得て実施すること。

(3) 複数の提案書の提出はできない。

(4) 提出後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出はできない。

(5) 審査結果に対する質問・異議申し立ては受け付けない。

(6) 審査結果最上位者と契約する予定であるが、事情により契約を締結できないときは、次上位者と契約する場合がある。

(7) 提出書類は返却しない。

以上